***アステ市民プラザ登録グループ会則例***

**○○○　会　則**

（名称）

第１条　本グループは、「○○○」と称する。

（目的）

第２条　本グループは、川西市民を中心に○○○に関心を持ち、積極的に参加しようとする者がつどい、○○○の知識・技術の修得を行うとともに、活動を通じて仲間づくりやより良い地域づくりを進めることを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1)　定期的な学習会を開催すること。

(2)　会員相互の親睦事業

(3)　その他、本会の目的達成に必要な事業

（会員）

第４条　本会の会員は、本会の目的に賛同する個人をもって組織する。

（役員）

第５条 本会に次の役員を置く。

(1)　会長　　　　　１名

(2)　副会長 １名

(3)　会計 １名

２　選出は、会員の総意により決める。

（役員の任期）

第６条　役員の任期は、１年とし再任は妨げない。

（会議）

第７条　会議は会長が必要に応じ招集し開催する。

（会費）

第８条　会費は１人につき月額○○○円とする。

（会計年度）

第９条　本会の会計年度は毎年○月○日に始まり、○月○日に終わる。

（補則）

第１０条　その他、会則に定めない事項は会員の総意により決定する。

付　則

この会則は、　　　　年　　月　　日から実施する。